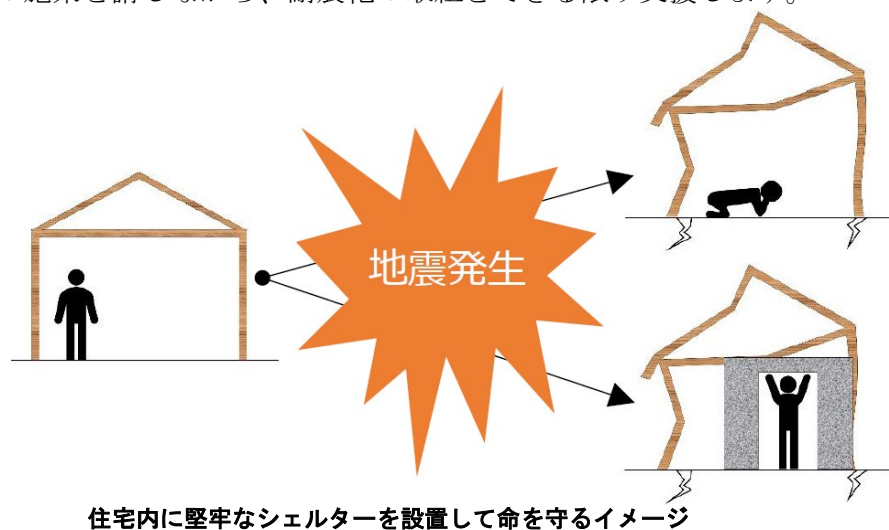


第4章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1 基本的な取組

住宅については、耐震化の重要性についての周知啓発や耐震化費用の助成支援を行うとともに、地震時に命を守る方策として、耐震シェルターの設置等による住まいの減災化^{※9}の普及・促進を図ります。また、通学路や多くの住宅から避難所等へ通じる道路等（以下、「通学路等」という。）における、危険なブロック塀等を事前に除却するという手法の普及・促進を図ります。

その他の建築物については、所有者及び管理者（以下、「所有者等」という。）への働きかけや、耐震化費用の助成支援を行うとともに、環境の整備や負担軽減等の施策を講じながら、耐震化の取組をできる限り支援します。



2 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境の整備

ア 相談窓口の整備

市の建築指導課に引き続き窓口を設置し、住民からの相談に対応します。

また、所有者等が知りたい情報を的確に提供できるよう、耐震改修の費用や工事期間の目安が把握できる資料等の充実を図り、より相談しやすい窓口の整備に努めます。

イ 耐震アドバイザーの派遣

耐震診断及び耐震改修に関して技術的なアドバイスを行う耐震アドバイザーを派遣します。身近な制度として利用ができるよう周知に努めます。

※9 地震時の家屋の倒壊から居住者の身体を守るため、耐震シェルターなどの装置を設置することや、部分的に耐震改修を実施して、住宅の脆性的な倒壊を抑制すること

(2) 普及啓発

ア パンフレット等の作成・配布

木造住宅の耐震診断、補強計画策定及び耐震改修等の助成制度を周知するリーフレット「あなたの家の健康診断」を作成し、建築指導課の窓口等で配布します。

旧耐震基準^{※10}で建てられた住宅の所有者等に対し、ダイレクトメールを送付するなど、より効果的な周知を図ります。



イ 耐震普及ローラー作戦の実施

県、建築士会及び耐震アドバイザーと連携し、直接、住宅を訪問して普及啓発を行います。実施にあたっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集する地区や、これまでに実施していない地区を優先して行うなど、引き続き、効果的な方法で実施します。

ウ 出前講座の実施

地震に対して備えることの重要性の周知啓発のため、「木造住宅の耐震化について」をテーマに、引き続き、出前講座を実施します。

今後も、魅力的な講座になるよう内容の充実を図ります。

エ ホームページ等の活用

市のホームページ (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>) において、引き続き、耐震化に関する情報提供を行います。

耐震改修等助成制度や税制優遇等の情報に加え、耐震化に役立つ情報や改修費用の目安などの情報が閲覧できるよう、一般社団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震化促進にかかる取組支援ツール」へリンクしています。

今後も、利用しやすいホームページ作りに努め、情報発信を行います。

オ 工事現場等を活用した広報

補助を受けて実施する耐震改修工事の現場等に「耐震化を実施しています」などの掲示を行い、ホームページや配布物の情報が届いていない市民に対して、興味を持ってもらうための広報についても取り組みます。

※10 建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに着工）の基準です。

(3) 各種支援の実施

ア 耐震診断、補強計画策定及び耐震改修に対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、補強計画策定、耐震改修及び耐震建替えに対して、国及び県と連携して費用の助成を行います。

また、耐震性が不十分な、老朽化した住宅の建替えを促進するための施策についても検討します。

イ 通学路等にある危険なブロック塀等の除却に対する助成

通学路等の沿道にある危険なブロック塀や組積造の塀の除却に対して、国及び県と連携して費用の助成を行います。

ウ 税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除（住宅に係る耐震改修促進税制）を円滑に活用できるよう情報提供を行います。

(4) その他の施策

ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」 (<http://www.refonet.jp/>) の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

イ 各種認定制度の活用

平成25（2013）年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等の活用を図ることで、住宅・建築物の耐震改修を促進します。



3 建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、耐震化の促進に関する普及啓発や環境の整備等の基本的な施策に加え、次の施策を講じます。

(1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、所有者等に対して耐震診断の必要性を周知するとともに、必要に応じて、耐震改修に関する指導及び助言を行います。

特に、耐震診断義務付け建築物については、早期に耐震改修等の対策が実施できるよう、国及び県と連携して、補強計画策定及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、継続的な指導及び助言に取り組みます。

(2) 地震発生時に閉塞を防ぐべき路線の指定

栃木県地域防災計画では、隣接県の主要道路と接続し、また、防災拠点や主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも特に重要な路線の通行を確保することが必要なことから、県計画において地震発生時に閉塞を防ぐべき路線（耐震改修促進法第5条第3項第3号）を指定しており、その内、本市の指定部分は次のとおりです。

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく指定道路（那須塩原市内）

種別	設定基準	指定道路部分
第1次 緊急輸 送道路 ※11	・県庁所在地、地方中心 都市を連絡する道路 ・県内を縦貫し隣接県に 連絡する広域幹線道路	・国道4号 ・東北自動車道 ・国道400号 (大田原市境から国道4号交差点まで) ・国道461号 (大田原市薄葉境から大田原市加治屋境まで)
第2次 緊急輸 送道路 ※11	・第1次緊急輸送道路と 市町役場、地方合同庁舎 等の主要な施設を連絡 する道路	・国道400号 (国道4号交差点から日光市境まで) ・一般県道 那須野が原公園線 ・主要地方道 大田原高林線 (国道4号交差点から黒磯板室インター線まで) ・一般県道 黒磯板室インター線 ・一般県道 黒磯高久線 (国道4号交差点から那須町境まで) ・一般県道 黒磯田島線 (黒磯高久線から道の駅「明治の森・黒磯」まで)

本計画においては、地震発生時に閉塞を防ぐべき路線（耐震改修促進法第6条第3項第2号）及び耐震診断を義務付ける路線（耐震改修促進法第6条第3項第1号）を指定しませんが、今後、本市においても緊急輸送道路、避難時に必要な道路などの状況把握に努めながら、指定の必要性を検討していきます。

※11 緊急輸送道路の路線図については、資料編 資料4参照。

4 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。このため、次のような対策を行っていきます。

(1) 外壁、窓ガラス等の落下等防止対策

外壁や窓ガラス、家具等の非構造部材及びブロック塀等は、落下等により、利用者や歩行者への被害が発生するおそれがあります。

このため、外壁や窓ガラスの落下等の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(2) 天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したことから、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、新しい基準や脱落の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(3) エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、新しい基準や脱落等の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(4) 住宅・建築物の点検

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するよう努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について周知を行います。